様式第21号(第5条関係)

|  |
| --- |
| 番号  年　　月　　日  　　　　　　　　　　　　　　　　様  出雲市福祉事務所長  保護廃止(停止)通知書  　　　　　　年　　月　　日　第　　　号により、決定通知した生活保護法による保護を、下記のとおり廃止(停止)したので通知します。  記  　1　廃止(停止)した保護の種類　生活扶助・住宅扶助・教育扶助・介護扶助・医療扶助・その他  　2　停止する期間　　　　　　　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日  　3　廃止する時期　　　　　　　　年　　月　　日  　4　廃止(停止)の理由  備考  ⑴　この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、島根県知事に対し審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。  ⑵　上記⑴の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、出雲市を被告として(訴訟において出雲市を代表する者は出雲市長となります。)この決定の取消しの訴えを提起することができます(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日)の翌日から起算して50日(50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日)を経過しても裁決がないとき。②決定、決定の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 |